

所定疾患施設療養費算定状況の公表について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での行為について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

【所定疾患施設療養費 | 算定要件】

1. 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、同じ状態1回に連続する7日を限度とし、算定する。肺炎の者又は尿路感染症の者については検査を実施した場合に限る。
2. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
3. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りである。
4. 算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬・検査・注射・処置の内容を査・注射・処置の内容を診療録に記載しておくこと。
5. 請求に際して、診断、行った検査・治療内容等を記載すること。
6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。

主な治療内容

肺炎	血液検査・尿検査・血中酸素濃度の測定・抗生剤（内服・点滴注射）・酸素・水分補給（経口・点滴）など診察結果をもとに適宜必よるな治療を行う。
尿路感染症	血液検査・尿検査・抗生剤（内服・点滴注射）・水分補給（経口・点滴）など診察結果をもとに適宜必よるな治療を行う。
带状疱疹	带状疱疹にて施設での治療が可能と判断され、内服薬、抗ウイルス剤など診察結果をもとに適宜必よるな治療を行う。
蜂窩織炎	蜂窩織炎にて施設での治療が可能と判断され、抗生剤（内服・点滴注射）など診察結果をもとに適宜必よるな治療を行う。

令和5年度 所定疾患施設療養費算定状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人数	3	2	0	5	1	4	2	2	4	2	1	4	30
治療日数	21	12	0	30	2	21	7	9	17	12	7	19	157

	延べ人数	延べ日数
肺炎	2	9
尿路感染症	20	95
带状疱疹	0	0
蜂窩織炎	8	53
合計	30	157